別　紙

非常変災時における臨時休業措置等の判断基準

１ 高槻市に「暴風（暴風雪）警報」「大雨（大雪）警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

	警　報	対　応	備　考
登校前	午前７時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食は中止
	午前９時までに全ての警報が解除された場合	登　校（午前中授業） 学童保育室は開室（弁当持参）	
	午前９時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業 学童保育室は休室	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	【暴風（暴風雪）警報】 ◆安全を確認した上で速やかに下校します※ 【大雨（大雪）、洪水警報】 ◆原則下校ですが、下校させるのが危険と判断する場合は学校で待機します※ ※下校時刻や下校方法は、状況によって判断します 学童保育室は休室	給食の有無は、状況によって判断します。

■　大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、市教委の指示により、前日までに臨時休業を決定する場合があります。

■　上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

２　高槻市に「特別警報」が発表された場合

	警　報	対　応	備　考
当日	「特別警報」が発表された場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食は中止

■　避難指示等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようしてください。

■　翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

３　高槻市に震度５弱以上の地震が発生した場合

	地　震	対　応	備　考
当日	震度５弱以上の地震が発生した場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食は中止

■　登下校中に震度５弱以上の地震が発生した場合について、学校では、揺れが収まった後、学校か自宅の近いほうに避難するよう児童生徒に指導しています。

■　登校後に震度５弱以上の地震が発生した場合は、事前に保護者にお知らせするルールに基づき下校させます。

■　震度４以下の場合は原則通常どおりとしますが、被害状況により臨時休業とする場合があります。

■　翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

上記の基準に関わらず、児童生徒を登校させるのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全が確認されてから登校させてください。この場合は、その旨を学校へお知らせください。